

ラウンドアップの現状説明会 質疑応答 (サマリー)

日時：2020年1月22日(水) 14:00～15:00

説明者：取締役副社長 CFO・財務部長 宮崎純一

農業化学品事業部 営業本部 営業企画部

ラウンドアップグループ 部長 合庭朋之

説明資料：https://www.nissanchem.co.jp/news_release/news/n2020_01_23.pdf

Q1：2018年12月に日本の農水省がグリホサート*を含む農薬の残留農薬基準の大幅緩和を行った。メディアの報道では、農水省に対して複数の化学メーカーからロビー活動があったと聞いているが、日産化学もこのロビー活動に参加したのか。

***グリホサート：ラウンドアップの有効成分**

A1：当社は、ロビー活動は行っておりません。残留基準については、緩和だけがクローズアップされて報道されておりますが、緩和されたのは33品目、逆に厳格化されたのは35品目、その他変わっていないものが102品目です。つまり、緩和されたものもあれば厳格化されたものもあるということです。

農薬登録の取得時には、化合物ごとに許容一日摂取量が設定されており、作物別の農薬残留基準が見直された際も、この許容一日摂取量は変更されておりません。残留基準の変更は、許容一日摂取量の中の食品の内訳を変更しただけであり、これは日本人の食生活の変化に伴って変更されております。

Q2：欧州食品安全機関（EFSA）や欧州化学物質庁（ECHA）など、欧州の規制当局がグリホサートの発がん性を認めていない中で、フランスやドイツ、オーストリアで使用禁止の動きが出ているのはなぜか。また日本では内閣府食品安全委員会が発がん性を否定しているが、国内で今後禁止になるリスクはないのか。

A2：欧州の機関は、全て発がん性を否定しております。フランス、ドイツ、オーストリアでそのような動きが出るのは、基本的には政治的な背景があると認識しておりますが、その詳細については把握しておりません。

現時点で国内において、グリホサートの使用を禁止する動きはございません。食品安全委員会のホームページでは、グリホサートの試験データが確認できます。今回の報道等によって食品安全委員会が従来との判断を変えるとは考えていません。

Q3：サウジアラビアなど中東の数か国でグリホサートの禁止令が解除される動きがあるそうだが、この背景を教えてください。

A3：中東に関しては把握しておりません。

Q4：農業従事者向けのラウンドアップ ML と、一般家庭向けのラウンドアップ AL に分けて、本件に対する日産化学の対応を教えてください。

A4：ラウンドアップ ML、AL にかかわらず、ラウンドアップを販売している流通関係者に対し、安全性に関する説明を行っています。特に AL に関する小売企業約 80 社については、経営層まで含めた方に極力出席してもらい、個別に今回のような説明を実施しています。

Q5：風評被害はラウンドアップ ML よりもラウンドアップ AL により影響が出てくると考えてよいか。

A5：風評被害の影響が出るとすれば一般家庭向けの AL の方と考えていますが、プレゼン資料の p15-18 でも紹介したように、現時点で影響は極めて限定的と判断しています。

Q6：日産化学の対応（プレゼン資料 p28）を見ると、受動的な対応が多いように感じる。新聞広告を出すなど、能動的な対応は検討しているのか。

A6：今のところ考えておりません。当社は、現場に近いところで安全性をしっかりと説明していくスタンスで動いております。

Q7：日産化学のラウンドアップ ML や AL が、グリホサートの無登録品からシェアを取っていく可能性はあるのか。

A7：明確に置き替わるかは現状分かりません。無登録品と当社ラウンドアップの間の価格帯に、登録を取得しているジェネリック商品もあります。無登録品の販売ルールの厳格化により店頭から無登録品がなくなれば、その分売り場が空いてきますので、そこでラウンドアップの展開が拡大され、当社売上にプラスに働く可能性はあると思います。

Q8：ジェネリック品の動きはどうか。通常であれば安価なジェネリック品が出ればシェアを大きく侵食するが、日産化学のラウンドアップの方が効能が高いため、ジェネリック品が逆に減っているということはないか。

A8：ジェネリック品が顕著に減っているということはありませんが、ここ数年増えているという状況でもございません。基本的に消費者は、安い商品を買う層とラウンドアップを買う層に分かれております。農業市場では、ラウンドアップ ML はプレゼン資料 p16-17 のように伸びていますが、ジェネリック品は伸びていません。一方で、一般家庭向け市場では、ラウンドアップ AL も大きく伸びていますが、市場全体が大きくなってきているため、ジェネリック品も多少伸びていると見ております。

Q9：プレゼン資料 p22 の通知は既に罰則化・規則化されているのか。この通知についてももう少し詳しく教えてほしい。

A9：既に罰則化・規則化されております。基本的に、小売業者が無登録品を法律に従って販売するのは認められていますが、農業従事者が無登録品を農耕地や農作物に使うと、農薬取締法違反となり、罰則対象となります。

Q10：SNS のモニタリングなど様々な対応の中で、本件に関する人手や費用などの追加コストはどの程度かかっているのか。

A10：モニタリングは従来から常に行っており、追加コストは発生しておりません。

以上